

令和3年度 市町村交通災害共済 加入申込書

〔加入できる方〕

① 埼玉県内の次の市町村にお住まいで、その市町村に住民登録のある方

市 { 本庄市、鴻巣市、深谷市、志木市、和光市、新座市、桶川市、
久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、
坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、
熊谷市、朝霞市、加須市、白岡市 }

町村 { 伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、
小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、
皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、
上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町 }

② ①の住民に扶養されている方で、修学のため上記の市町村以外に住んでいる方

※上記資格のない方が加入されても見舞金給付の対象になりません

〔共済会費〕

年 額・・・(おひとり) **500 円**

※令和3年4月1日以降の中途加入の場合も同額です

〔共済期間〕

令和3年4月1日から

(中途加入の場合は、その翌日)

令和4年3月31日まで

〔交通災害共済〕

交通事故により負傷した会員の方に見舞金をお支払いする制度です。

自転車保険等とは異なります。



- 受付窓口は、お住まいの市役所・町村役場（支所・出張所）又は最寄りのゆうちょ銀行・郵便局です
- ゆうちょ銀行・郵便局での受付は、令和3年12月末日までです
- 詳しいことはお住まいの市役所・町村役場の担当窓口にお問い合わせください

申込書記入例

太線の中をボール
ペンで強くご記入
ください

加入される方の住所
を市町村名からご記
入ください

加入される方の氏名
をご記入ください

様式第1号

加入申込書兼仮領収書



3年度

(原符)

納税 者所 世帯主 氏名	住所 市町村 △△3-5-1 電話 (048) 824-1174 (フリガナ) サイタマ タロウ	郵便 番号 00160-7-961037	加入 者名 埼玉県市町村総合事務組合
加入 者氏名	加入 者氏名	令和3年度 会計 目 会費 特別会計	令和3年度 会計 目 会費 特別会計
1	埼玉 太郎	合計金額	2 0 0 0 円
2	" 花子	上記の金額を納付します。	領収日付印
3	" 一郎	納付場所 埼玉県、山梨県及び関東各都県 所在のゆうちょ銀行・郵便局 (納期限内に限る)	
4	" 恵子	納期限 令和3年12月31日 (取りまとめ日)	
5		〒330-9794 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター	
共済 期間	令和3年4月1日 (4月1日以降の加入の場合は領収日の 翌日) から令和4年3月31日まで	加入者 合計	(会費年額) 500円 × 4 人
主 管 名	埼玉県市町村総合事務組合 048 (824) 1174 (金融機関等)	取 引 日	

- 申込みをされる方は、3枚とも切りはなさないで提出してください
- 訂正するときは、二重線で消し訂正印を押してください(3枚とも)

記載された個人情報、適正に取り扱い、制度の目的以外に利用いたしません。

3年度

(原 符)

納 住 入 者 所	市 町 村	番地	振替口座番号	00160-7-961037			
	電話 ()		加 入 者 名	埼玉県市町村総合事務組合			
	(フリガナ)		令和3年度	会計	交通災害共済事業 特別会計		
			款 会費	項 会費	目 会費	節 会費	
世帯主名			合計金額	千	百	十	円
加 入 者 氏 名			上記の金額を納付します。		領 収 日 付 印		
1			納付場所 埼玉県、山梨県及び関東各都県 所在のゆうちょ銀行・郵便局 (納期限内に限る)				
2			納期限 令和3年12月31日 (取りまとめ店)				
3			〒330-9794 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター				
4							
5							
			加入者 合 計	(会費年額) 500円	×	人	
共済 期間	令和3年4月1日(4月1日以降の加入の場合は領収日の翌日)から令和4年3月31日まで		自治会	取扱日	備考		
主 管 名	埼玉県市町村総合事務組合 048 (824) 1174		自治会	取扱者			
(金融機関等)							

東037

[illegible]

3年度

記載された個人情報、
制度の目的以外に利用いたしません。

納 入 者 所	市 町 村	番地	振替口座番号	00160-7-961037			
	電話 ()		加 入 者 名	埼玉県市町村総合事務組合			
氏 名	(フリガナ)	会員世帯番号	合計金額	千	百	十	円
加 入 者 氏 名		会員番号	上記の金額を領収しました。		領 収 日 付 印		
1			納期限 令和3年12月31日				
2							
3							
4							
5							
			加入者 合 計	(会費年額) 500円 × 人			
共済 期間	令和3年4月1日(4月1日以降の加入の場合は領収日の 翌日)から令和4年3月31日まで		自治会	取扱日	備考		
主 管 名	埼玉県市町村総合事務組合 048 (824) 1174		自治会	取扱者			

(納入者保管)

※領収日付印のないものは無効です。
※本票は会員証となりますので大切に保管してください。

対象となる交通事故

- 1 共済期間中に日本国内の道路上で起きた自動車、バイク、自転車などの交通に伴う接触、衝突、転落等の事故による人の死傷。
- 2 共済期間中に踏切道における電車等との接触、衝突などの事故による人の死傷。

見舞金が支払われないもの

- 会員の故意又は重大な過失による事故
- 会員の無免許運転、飲酒運転等違法行為による事故
- 不正に見舞金請求した場合
- 地震、洪水、津波等の天災による事故
- 歩行中の転倒事故 ○その他、交通事故以外の事故

共済見舞金額

災害区分及び災害程度に応じた見舞金が支払われます。(請求できるのは**実際に治療を受けた日(治療実日数)が3日以上**からです。)

災害区分	災害程度	金額
1 死亡	死亡(事故の日から1年以内に交通事故が原因で死亡の場合)	120万円
2 傷害1 (交通事故証明書が得られる場合)	入院 1日につき2千円 ●それぞれの単価に日数を掛け、合計額が2万円に満たないときは2万円とし、22万円を超えるときは22万円を限度とします	2万円～22万円
3 傷害2 (交通事故証明書が得られない場合)	入院 通院 1日につき1千円 往診 ●単価に日数を掛け、合計額が2万円に満たないときは2万円とし、6万円を超えるときは6万円を限度とします	2万円～6万円

備考 ①同じ日に2つ以上の医療機関等で治療を受けた場合は、その日は1日として計算します。
②精神的疾患又は治癒後の治療は対象となりません。
③交通事故証明書は、警察に交通事故の届出がないと発行されません。

身体障害見舞金

傷害1の見舞金給付を受けた方が、当該交通事故による傷害が原因で、災害の発生した日の翌日から2年以内に身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級の障害を残すことになった場合に80万円が支払われます。

請求期間 交通事故にあった日の翌日から起算して3年以内

○交通災害共済についての詳しいことは、市役所・町村役場の担当窓口へお問い合わせください。

見舞金請求手続き

見舞金の請求は、ご加入いただいた市役所・町村役場の担当窓口をお願いします。

共済見舞金を請求できる期間は、交通事故にあった日の翌日から起算して「**2年以内**」です。治療継続中でも2年を経過した場合は請求できません。

見舞金請求に必要な書類

見舞金請求には、印鑑と下記書類の原本が必要です。事故状況によっては、代用できる書類があります。

○は必要書類、△は場合により必要な書類

必要な書類 (書類の費用は自己負担になります。)	傷害1	傷害2	死亡	身体障害
① 会員証	○	○	○	○
② 交通事故証明書	○	○	○	
③ 交通事故自認書 (交通事故証明書が得られない場合)		○		
④ 診断書 (様式第11号)・・・所定の様式 ◆組合所定の診断書と同様の受傷原因・受傷日・治療実日数等が記載された診断書(施術証明書)でも可能です。(必要項目の記載がないと、新たに所定の診断書を提出いただく場合があります。)	○	○	△	
⑤ 同乗者証明書(交通事故証明書に同乗者の記載がない場合)	△			
⑥ 見舞金振込先口座の通帳 (口座番号・名義が確認できるもの) ◆ゆうちょ銀行口座への振込には、通帳の銀行使用欄に記載の「他金融機関からの振込の受取口座」を使います。	○	○	○	○
⑦ 戸籍謄本及び死亡診断書 (死体検案書)			○	
⑧ 障害診断書及び身体障害者手帳の写し				○
⑨ 住民票 (加入時と住所が異なる場合)	△	△	△	△
⑩ 委任状 (本人以外の代理人が請求手続きをする場合)	△	△	△	△

※②・④の書類は、写しに原本証明 (原本保有の保険会社で証明) されたものでも可能です。
※③・④・⑤の用紙は、市役所・町村役場にあります。

診断書料付加給付 (傷害1及び傷害2のみ対象)

共済見舞金請求に必要な組合所定の診断書の原本を提出したときは、診断書1通あたり5千円 (その他の様式は3千円) が見舞金に加算されます。